

CFIUS 2024 年次報告書の主な要旨

– [2024 年次報告書](#)が対米外国投資委員会(CFIUS)により公表

マシュー・R・ラビノウィッツ、ザカリー・C・ローゼン、アタ・A・アキナー、マーカス・バーデン、
タイシュウ・ピット

対米外国投資委員会(Committee on Foreign Investment in the United States、「CFIUS」)は 2024 年次報告書を近時公表した。申告(Declarations)²と届出(Notices)³の提出件数は、それぞれ 2021 年と 2022 年のピーク時と比較して依然として低い水準にあり、CFIUS は審査対象となる取引の大半を緩和措置(Mitigation)⁴なしで承認し続けているものの、コンプライアンス現地調査と民事罰の件数は増加しており、CFIUS のより積極的な執行姿勢が浮き彫りとなっています。

申告(Declarations)

2024 年の CFIUS における受領申告件数は、116 件と 2023 年からは小幅に増加したものの、2022 年の最高水準である 154 件を依然大きく下回っています。30 日間の審査を経て CFIUS は約 78%の申告について審査を完了しており、この数字は近年と概ね同水準でありました。また、追加届出を要求したケースが 17 件あり、7 件に対し「結論不能」通知(“Unable-to-conclude” letters)を発行しました。これは投資に「セーフハーバー」⁵を得ようとする当事者に正式な届出を促す措置です。

CFIUS には 48 国からの投資家による申告が提出され、このうち最多は日本(16 件の申告対象取引)でした。特筆すべきは中国からの申告が 2 件あったことで、これは申告期間中に CFIUS の承認取得が困難と予測された当事者の対応を反映している可能性が高いとみられています。

届出(Notices)

CFIUS は 2024 年に 209 件の対象取引の届出を受領し、これは近年と比較すると小幅な減少でした。特に半導体・電子部品製造分野への投資に関する届出件数が急減しており、サプライチェーンや国家安全保障上の懸念から同分野への外国投資に対する警戒感が高まっていること反映している可能性があります。概ね近年通り、CFIUS は約 56%の届出については調査段階に進めました。2018 年外国投資リスク審査近代化法(Foreign Investment Risk Review Modernization Act、「FIRRMA」)⁶により特別な状況において認められた裁量による 15 日間の延長が必要となった調査は、わずか 2 件でした。

大統領に付託された 2 件の届出([中国の暗号通貨マイニング企業による不動産投資](#)に関する件と、中国の[映像技術企業](#)への投資に関する件)は、大統領令による取引阻止につながりました。(注:大統領による決定は 2025 年に下されましたが、後者の取引審査自体は 2024 年に開始されました。)。提出された届出の約 9%(計 16 件)は緩和措置合意に至ったものの、これは前年度の 36 件から減少しています。さらに 2024 年には 25 件の緩和措置合意または条件が

解除され、2023 年の 15 件から増加しました([CFIUS 2023 年次報告書](#))。1 件の届出は不備により却下され、2 件の取引は大統領に付託されました。特筆すべきは、対象取引のうち、緩和措置付きで承認されたものはわずか 9%に留まりました。(2023 年は 21%、2022 年は 23%)。これは緩和措置の選択肢が狭まったか、あるいは当事者による事前スクリーニングが強化されたことを示唆している可能性があります。

2024 年には、中国投資家から 26 件、フランス投資家から 25 件、日本投資家から 24 件、UAE 投資家から 21 件の届出がありました。

緩和措置(Mitigation)と執行活動

年末時点で、CFIUS は 242 件の有効な緩和措置合意及び条件を監督していました。コンプライアンス監視機関は 79 件の現地調査を実施し、4 件の合意を実質的に修正、そして不要となった 25 件を終了させました。

民事罰は 5 件が科され、うち 4 件は緩和措置条件違反、1 件は虚偽記載によるものでした。前年度の民事罰 4 件から増加し、米国財務省が執行権限を行使する意思を継続していることを示しています。CFIUS は 98 件の未届け出取引を調査(前年 60 件から増加)し、76 件で正式調査を開始、12 件で届出を要求(前年 13 件から減少)しています。着目すべきは未届け出取引 1 件が大統領による阻止命令を受けた点(前述の[暗号通貨マイニング事例](#))であり、CFIUS の監視網を逃れようとするリスクを浮き彫りにしました。CFIUS ガイドラインでは、企業が義務付けられた申告または届出を提出しなかった場合を罰則適用事由として列挙していますが、現時点でそのような罰則が公表された事例はありません。

不動産

2024 年においても、不動産関連の届出・申告は全体のごく一部に留まりました。209 件の届出のうち、不動産関連はわずか 3 件であり(2023 年は 233 件のうち 2 件)、CFIUS の不動産規制に基づく申告は 6 件提出され、2023 年の 3 件から増加しました。

CFIUS は不動産権限の拡大を続けており、直近では [2024 年 12 月発効の最終規則](#)を公布しました。これにより、59 の軍事施設が不動産付属書に追加され、既に記載されていた 8 施設では管轄範囲が拡大されました。こうした CFIUS の監視強化に加え、2025 年 7 月に発表された米国農務省の「[国家農場安全保障計画](#)」(National Farm Security Plan)や 2025 年 2 月の「[アメリカ・ファースト投資政策](#)」など、CFIUS 以外の米政府機関による注目も相まって、特に外国資本による不動産所有に関して、CFIUS の管轄権がさらに拡大する可能性が浮き彫りとなっています。

今後の動向

CFIUS の 2024 年次報告書は、取引関係者が 2025 年以降も継続すると予想すべき複数の動向を示唆しています。申告件数の減少傾向と、届出の過半数が調査に進展している状況を踏まえ、当事者は CFIUS による二段階の審査プロセスが例外ではなく、今後は通常プロセスとなることを見越す必要があります。加えて、民事罰の件数や現地調査の実施状況が示すように、CFIUS の執行体制は明らかに加速しています。

本稿の原文(英文)につきましては、[Key Takeaways from the CFIUS 2024 Annual Report](#) をご参照ください。

¹ 対米外国投資委員会(CFIUS) : CFIUS は、米国への外国投資を含む特定の取引及び外国人による特定の不動産取引を審査し、そのような取引が米国の国家安全保障に及ぼす影響を判断する権限を与えられた省庁間委員会です。

² 申告(Declarations) : 申告は、簡略化された CFIUS プロセスの申請手続であり、審査または調査期間の短縮につながる可能性があります。いくつかの義務的となる状況を除いて基本的には任意のプロセスであり、当事者は対象取引についての簡潔な形式の申告書を提出することでセーフハーバーを受け取ることが可能となります。申告の場合、届出に比べて詳細ではない情報しか要求されません。申請料の支払いを要しませんが、CFIUS から届出の提出を求められる可能性もあります。

³ 届出(Notices) : 届出は、申告に比べより包括的で詳細な CFIUS プロセスの申請手続であり、審査または調査期間は合計で 45 日から 105 日、場合によってはそれ以上になることもあります。届出には、基礎となる取引の価値に基づいた申請料の支払いを必要とします。

⁴ 緩和措置(Mitigation) : 対象取引が国家安全保障上のリスクをもたらし、他の法律ではそのリスクに対処するための十分な権限がないと判断した場合に対処する措置のことをいいます。措置としては、リスクを軽減するため、CFIUS が当事者と交渉し、対象取引に関する条件、合意、命令を行うといった例があります。(この措置のほか、大統領に決定を付託する場合もあります。)米国財務省の投資安全保障局(Office of Investment Security)には監視・執行チームがあり、対象取引から生じる国家安全保障リスクに対処するために取引当事者と確立した CFIUS 緩和措置の順守状況の監視をしています。

⁵ セーフハーバー : 対象取引の申告の手続が完了した場合に当事者が得る文書のことです。特定の状況を除き、CFIUS が後から取引の審査を再度開始することを制限する効力をもちます。

⁶ 2018 年外国投資リスク審査近代化法(FIRRMA) : FIRRMA は、CFIUS を強化、近代化することを目的とした法律です。この法律により、外国人による特定の非支配株の投資や不動産取引から生じる国家安全保障上の懸念に対処するため、大統領及び CFIUS が審査を行い、必要な措置を講じる権限が拡大されました。参照 :

https://japanese.pillsburylaw.com/sitefiles/34165/legal%20wire%2099_v2.pdf

本稿の内容に関する連絡先

Matthew R. Rabinowitz

matthew.rabinowitz@pillsburylaw.com

Zachary C. Rozen

zachary.rozen@pillsburylaw.com

Ata A. Akiner

ata.aker@pillsburylaw.com

Marcus Burden

marcus.burden@pillsburylaw.com

Taishu Pitt

taishu.pitt@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

栗原良子

rico.kurihara@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.